2010.10

PL Report ＜2010 No.6＞

国内の PL 関連情報

３Ｄ映像により体調不良

（2010 年 8 月 4 日　国民生活センター）

消費者からのトラブル情報受付システムに、３Ｄ映像を要因とする体調不良の報告が増加しており、国民生活センターは注意喚起を行なった。

報告内容では、劇場映画の視聴で眼精疲労や不快感、頭痛などで、実際の体の動きと映像上の動きのバランスが崩れ、平衡器官が過敏に反応することにより船酔いや車酔いと同様の映像酔いという症状を引き起こす。

２Ｄ映像よりも３Ｄ映像の方が映像酔いを起こしやすいとされ、専門家団体から安全ガイドラインが発行されているが、消費者にはよく伝わっていない。

ここがポイント

３Ｄ映像は映画館で視聴するだけではなく、家庭で視聴可能なテレビやパソコンも販売され、消費者が日常生活で常時楽しめる環境が整いつつあります。専用眼鏡は不要となる３Ｄ映像機も開発され、市販に向け改良が進められており、多くの分野で３Ｄ映像が利用されることが予測されます。

体調不良となるのは、利用者の個体差や使用状況などにより映像酔いといわれる「動揺病」を発症する可能性があることが認知されていないことが要因のひとつです。３Ｄ映像を提供する事業者は、映像酔いリスクが潜在し、症状を感じたら直ちに視聴を止めるよう消費者に伝えることが重要です。新分野の製品には規制・規格がないため、開発した製造者は独自の安全基準を制定すると共に市場情報の吟味を継続する必要があります。

自動車リコール制度に消費者委員会が建議

（2010 年 8 月 27 日　毎日新聞　他）

内閣府の消費者委員会は 2010 年８月 27 日に、自動車リコール制度に関する実態調査の結果を公表し、関係省庁に建議を出した。

実態調査結果では主に以下の２点が指摘された。

・平成 21 年度までのリコール 1,518 件のうち、約 140 件が同一車種や同一原因でリコールが繰り返されており、不十分な原因調査や対象車両の抽出手順が不適切なことが主な原因だった。

・製造者がリコールを決定してから国土交通省へ届け出るまでに、長期間を要しているケースが多い。国産車のリコール届出 416 件のうち、少なくとも 34 件が 2 ヶ月以上、輸入車では 183 件中 32 件が 4 ヶ月以上かかっていた。

消費者委員会はこの調査結果に基づき、関係省庁に対して以下の 4 項目を建議した。（項目２は消費者庁に、他の項目は国土交通省に出された。）

1. 消費者および製造者から十分な情報収集を行い、整理の上、消費者の注意喚起に資する情報を公開すること。

2. 関係省庁と情報共有を図り、事故情報の取り扱い改善を図ること。
3. 再リコール防止のための技術検証の実施と監査方針の見直しを行うこと。
4. リコールの迅速な届出促進のために、明確な基準・目標等を示すと共に、制度を消費者に効果的に周知すること。

これを受け、国土交通相は自動車不具合ホットラインの情報収集を見直し、四半期ごとの報告の公表方法を検討するとした。

ここがポイント

自動車のリコール制度に関しては種々の議論がなされてきましたが、今回は昨年 9 月に消費者庁と共に発足した消費者委員会が、初めて消費者庁設置法に基づき「建議」（行政機関に対し意見を述べること）したことが注目されます。

建議は関係省庁である国土交通省と消費者庁に対して行われたもので、関係省庁はリコール制度や事故情報の収集公表制度の改善に向けた施策を検討することになります。

事業者としても事故や不具合情報の報告制度の見直しの動向に注目し、制度の変更を先取りして対応することが望まれます。

取扱説明書をスリム化

（2010 年 8 月 28 日　朝日新聞）

携帯電話をはじめとして最近の製品では、取扱説明書の記載内容を初心者向け操作などに絞り込み、薄くなる傾向がある。

携帯電話の取扱説明書は機種により従来の４分の１にまで圧縮されている。携帯音楽プレーヤーや多機能携帯電話では、直感的に操作がわかるので、取扱説明書自体をつけていないものもある。

取扱説明書を薄くする背景には、液晶画面を搭載した製品が増え、画面による使用法などの案内表示が可能であることや、製造者にエコ意識が高まっていることや物流コスト面から紙の使用量を減らそうとする動きがある。消費者も、「取扱説明書を読まなくても操作できる機能しか使用しない」とする声が増えており、使いながら操作を覚える製品が主流になるとみられる。

ここがポイント

消費者向け製品に添付される取扱説明書は、利用者にとっての見やすさ、わかりやすさの観点から見直しがなされてきました。今回の携帯電話製造会社などの取組みは、これをさらに進め、取扱説明書自体を圧縮しスリム化しようという取組みです。操作方法等を見直し消費者が利用しやすい製品に改善していくことと同時に、操作方法についての説明を適切にすることは、製造者にとって大切な取組みです。

記事中の多機能携帯電話の製造者は、操作方法の説明を製品本体の液晶画面や販売会社のホームページ内のサイトに大幅に譲り、安全に使用するための基本的な重要情報にのみを製品に添付する説明書にて案内しています。消費者に案内する説明事項を整理し、製品に付帯する情報と消費者が積極的にアクセスすることで伝わる情報が区分することにより、安全性と利便性の向上を実施する取組みといえます。

海外の PL 関連情報

米国アスベスト訴訟で妻の請求を認定

ニュージャージー州上級裁控訴部は 8 月 20 日、石油会社へのアスベスト訴訟で 750 万ドルの評決を認める判断を下した。

原告は、被告石油会社に勤務する従業員としてのアスベスト被爆に加え、同社に勤務する夫の配偶者として夫の作業着を通じての被爆の結果として中皮腫を患ったと主張した。夫は絶縁用フィルターの除去業務でアスベスト繊維が混入した廃棄物の処理作業に携わった期間が長く、勤務後には作業着のまま帰宅し、作業中に着用した衣服は原告が洗濯していた。

被告は、原告自身も被告会社へ電気工として勤務していたことより労働災害として労災補償制度にて取り扱われるべき請求であり、労災補償の適用以外の損害賠償請求は認められるべきではないとする申し立てを行った。原告は、病状の主原因は夫の作業衣からのアスベスト暴露であると反論した。

下級裁は被告の申立を退け、原告の主張を認定し 750 万ドルの評決を出した。被告の控訴により審議した控訴審では、下級裁の判断を支持する判決が下された。控訴審では、雇用者は原告に対し、被用者であることとは完全に分離し独立した責任を負う状況として「二重人格原則」(*)を適用した。

(*)二重人格原則（Dual Persona Doctrine）;
被用者が、業務に起因して人身障害を被った場合は、損害は一般に州の定める労災補償法による救済の対象となり、雇用者や共働被用者に対する不法行為責任の追及を禁止している。二重人格原則はこの原則の例外で、雇用者が製造者でもあるような二重の役割を担う状況では雇用者は被用者に対し二重の人格があるとして、雇用者への不法行為訴訟を認める考えである。今回は被告企業の二重人格（従業員としての原告からの申立を受ける人格と従業員の妻としての申立を受ける人格）を認めている。

ここがポイント

米国におけるアスベスト訴訟は、多くの製造会社が破綻したため、アスベスト製品を使用した会社へも矛先が向けられています。今回の事件は元従業員が雇用者である石油会社を訴えると同時に、同じ会社の従業員であった夫の作業着を洗濯したことによりアスベストに被爆したことを原因として訴えを提起し、認められたものです。

原告が就業により損害を被った場合は、労災補償制度の対象とし、不法行為責任の訴訟を認めないとする原則がありますが、裁判所は夫の作業着を通じて被爆したため、労災補償以外の不法行為責任を認める判断をしたものです。本件のほか、企業が直接雇用をしていない家族に対して、企業として被害防止義務を負う旨の判決もあり、アスベスト訴訟では多様な提訴がされる状況となっています。

アスベストによる発症には潜伏期間があり、被爆者の高齢化に伴う体力低下による発症も今後増えると予想されます。米国におけるアスベスト訴訟の件数は今後も高止まりの傾向が続くと思われ、その動向に引続き留意する必要があります。

若年層に携帯音楽プレーヤーによる難聴

若年層の５人に１人は難聴症を患い、その割合は増加傾向にあるとの研究結果が、米国医師会から 8 月 18 日に学会誌で発表された。

米国医師会は 12 歳から 19 歳を対象にした健康状態調査の結果、19.5%の者が難聴と診断され、以前の調査結果である 14.9%と比較して大幅に増加した。多くの難聴は、高周波音（3,000～8,000㌹）への聴力不足があり、16～24 dBの周辺音への聴力不足となる軽度難聴で、会話では子音のいくつかは聞き取れないこととなる。

専門家によると、軽度難聴が若年者に増えた理由は、携帯音楽プレーヤーなどの長時間にわたる大音量での利用により内耳の有毛細胞を損傷することによるとされ、学校における教育と治療体制の整備が警告された。

ここがポイント

後天性の難聴については、85 dB（デシベル）を超える騒音の長期的暴露から起こるものがあり、工事現場などでは耳栓をすることが義務付けられていることがあります。一般の生活では大音量に長時間遭遇することは余りなかったのですが、携帯音楽プレーヤーの普及などにより長時間にわたり人工的な大音量の中にさらされることが増えています。

特に、往来で音楽などを楽しむ場合は周囲の音より大きな音量としがちであり、知らずしらずに大音量にさらされることとなります。大音量で長時間にわたり音楽などを聞くことは難聴の原因となることが指摘され、欧州では EU が昨年 9 月から 2 年間をかけ、音楽プレーヤーの音量設定の規格作り（80 dB以下、週 40 時間以内の使用など）を進めています。

携帯音楽プレーヤーの最大音量は 105 dBに及ぶものがあり、85 dBの 100 倍の強さの音量となります。ある製造者は取扱説明書で、大音量による難聴の可能性を案内し注意を呼びかけており、製品にも親などが最大音量を制限しロックする機能を付加していますが、EU では初期設定で 80dB の最大音量制限を義務付け、制限解除は手動操作、解除した際は危険性の警告表示なども検討されており、より厳しい規制となる見込みです。

携帯音楽プレーヤーに限らず、どの製品においても、適正な使用ができ、高いリスクの使用法とならぬよう、機能面の見直しが必要です。そのためには、消費者による製品の使用状況の情報を把握するとともに、合理的に予見可能な誤使用も想定し、正しく使用されるように開発・設計段階から対処していくことが重要です。